

防官企第3472号
22.3.25
一部改正 防官企第3804号
23.3.31
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防官企(事)第85号
30.3.26

大臣官房長
各局長
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

業務改善に関するガイドラインについて（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、この実施に遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：業務改善に関するガイドライン

業務改善に関するガイドライン

1 業務改善に関するガイドライン策定の目的

近年、国民の防衛省・自衛隊に対する信頼にかかわる様々な事案が発生し、これらを受けて取りまとめられた防衛省改革会議の報告書において「P D C A（Plan Do Check Act：計画・実施・評価・改善）サイクルの確立」が提言された。これを踏まえ、省内において検討した結果、現代の安全保障環境に適合しつつ不祥事を防ぐためには、組織の運営の仕方についての改革を進める必要があり、このため「業務改善に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」を策定・周知徹底することにより、部隊及び機関におけるP D C Aサイクルを確立することとした。

防衛省・自衛隊全体として体系的な任務遂行体制を整備し、職員が任務意識を共有しつつ、適正な任務遂行ができていることを検証する体制を確立するためには、任務遂行や規則遵守、規律維持の向上について具体的な業務計画を策定し、当該計画に基づく指導・評価を行い、達成度を検証し、改善に向けた措置を講ずる仕組みが必要であり、その有効な方策の一つがP D C Aサイクルである。

P D C Aサイクルの活用により業務の課題を常に可視化し、これを職員一体となって検証・改善していかなければならない。このため、P D C Aサイクルを活用して中央組織から現場の第一線部隊に至るまで業務改善を進めるために本ガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿って自律的な業務改善を進めるとともに、部隊は改善内容を上級司令部に報告し、優れた業務改善については全省的に普及させ、もって防衛省・自衛隊全体としてのより効果的な任務遂行が可能な業務運営を実現する。

2 本ガイドラインの導入要領

（1）基本方針

本ガイドラインは防衛省・自衛隊全体において導入するものである一方で、各々の組織の特性、自衛官による部隊行動を主たる業務とするのか事務官等による行政事務を主たる業務とするのか等の違いから、一律で括ることが出来ない事情を有することにもかんがみ、各々の組織が自律的な業務改善を行うための共通基盤的な指針として、本ガイドラインを位置付けるものとする。

また、既にP D C Aサイクルや業務改善提案に係る制度を整備している組織もあることから、自律的な業務改善を促進するとの考えにより、できるだけ既存の制度を活用することとし、これらを効果的に組み合わせる業務改善を達成するために必要な事項を定めることとする。

(2) 導入時期

統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）については、平成22年度中に本ガイドラインを導入する。

施設等機関、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局については、各自衛隊の実施状況等を踏まえつつ、平成22年度から速やかに本ガイドラインの導入に必要な諸計画や業務改善提案制度を整備し、平成23年度以降速やかに本ガイドラインを導入する。

なお、防衛省本省の内部部局及び防衛装備庁の内部部局（以下「内部部局」という。）については、P D C Aサイクルとして、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価を活用する。

(3) 導入に当たっての留意事項

本ガイドラインの導入に当たり、各自衛隊並びに防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁の施設等機関（以下「各機関」という。）は、各々が所管する業務改善に係る規則等の内容について所属する職員に周知徹底するとともに、相互に連携して隷下部隊等に対して説明会を開催する等により、本ガイドラインの趣旨等についても周知徹底を図り、導入当初からP D C Aサイクルが効果的に運用できるよう努める。

3 P D C Aサイクルによる業務改善の実施要領

(1) 計画の策定（いわゆる「P」）

ア 対象

本ガイドラインでは、日常かつ持続的なP D C Aサイクルを運用していくため、年度業務計画をはじめ、規則遵守や規律維持を徹底させるための教育計画を含む各自衛隊及び各機関が業務を遂行するに当たり作成するあらゆる計画を対象とする。

イ 達成すべき目標の設定

アにおいて対象となる諸計画を策定するに当たっては、各々の計画において達成すべき目標を可能な限り具体的に設定するとともに、目標の数値化が可能な分野については目標をできるだけ指標化・数値化することにより、評価の客観性の確保に資するよう努める。

また、各々の達成すべき目標に対して責任を有する部署等を明示し、目標達成の責任感を持たせるとともに、組織内において計画の進捗状況を把握するための資とする。

なお、アにおいて対象となる諸計画の策定に係る具体的な手続や要領については、別の定めがあるものについては当該定めによるほか、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

ウ 組織全体としての目標や方針の整合

防衛省・自衛隊全体としての任務遂行の最適化を実現するためには、各自衛隊及び各機関の達成すべき目標の方向性が防衛省・自衛隊全体の基本方針や達成すべき目標と最終的に整合する必要がある。各自衛隊及び各機関を構成する各組織は、上位組織の目標や方針を理解した上で自らの目標をそれらと整合させ、この積み重ねにより、第一線部隊から中央組織までを貫く認識を共有することによって繋がることを意識しなければならない。

エ 目標を達成するための取組事項の策定

目標を達成するために取り組む事項については、目標達成との相関関係や実行すべき内容を可能な限り具体的に明示し、計画の実効性を高めるものとする。

(2) 計画の実行（いわゆる「D」）

ア 計画の着実な実行

組織を挙げて計画を着実に実行することにより、達成すべき目標の実現を目指す。

また、組織を構成する各職員に対して、各人の目標達成の集合が各組織の目標達成を実現し、各組織の目標の達成が最終的に防衛省・自衛隊としての基本方針や目標の達成に貢献することを意識させることにより、各職員の業務遂行に対する目的意識の向上と動機づけに資するよう努める。

イ 部隊等の長や組織の管理監督者による進捗状況等の把握

部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）の長や組織の管理監督者（部課室等の長をいう。以下同じ。）は、定例会議や各種ミーティングの機会を活用して計画の進捗状況や目標の達成状況の把握に努め、計画の実行に支障を及ぼす問題を発見した場合には、速やかに問題を解決するために必要な措置を講じる。

ウ イン트라ネット等を活用した情報共有

各自衛隊及び各機関においては、イントラネットへの掲載や掲示板への掲示などの方法により計画の進捗状況や目標の達成状況を各職員に周知して業務の課題を可視化し、日頃から情報を共有しておくことにより、計画の実行に支障を及ぼす問題が発生した場合には、各職員が速やかに対応できる態勢を整えるものとする。

(3) 評価の実施（いわゆる「C」）

ア 目標の達成状況の確認

部隊等の長や組織の管理監督者は、計画が完了した時点において、(1)イにおいて設定した目標の達成状況について客観的な視点から厳格な確認を行う。なお、確認に際しての観点は概ね以下のとおりとし、確認に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

- 目標を達成したか否か。
- 目標の達成が部分的であった場合、達成の度合いはどの程度か（数値や割合（%）などにより具体的に明示することが望ましい）。

- 達成の度合いを数値や割合によって示すことが困難な場合には、仮に達成できなかった場合との結論の比較、利害関係者や当事者の評価・認識などに基づき可能な限り客観的かつ具体的に判断。

イ 確認結果の分析

部隊等の長や組織の管理監督者は、アにより得られた確認結果について、目標を達成できた場合には、達成できた理由及び達成により得られた効果を分析し、達成できなかった場合には、達成できなかった原因や達成を阻害した問題の所在を特定するとともに、達成できなかったことによって生じた影響を分析する。

なお、確認結果の分析に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

ウ 部隊等の長や組織の管理監督者による評価の実施

部隊等の長や組織の管理監督者は、イにより得られた分析結果を元に、主として以下の観点から客観的かつ厳格な評価を行う。また、評価の対象となる計画や目標の内容や特性により、必要に応じて統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）又は各機関の長に評価の結果を報告するものとし、報告に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

① 必要性

分析結果から見て、（１）イにおいて設定した目標が防衛省・自衛隊全体の基本方針や達成すべき目標に照らして妥当性を有しているか、引き続き自らの組織の目標として設定する必要があるかなどの判断を行う。

② 効率性

（１）イにおいて設定した目標に照らして、得られた効果と当該計画の実行に要する労力や費用等との関係を明らかにし、どのような実行方法であれば最も効率的に目標を達成できるかなどの判断を行う。

③ 有効性

（１）イにおいて設定した目標の達成により期待される効果が実際に得られているか、または今後得られると見込まれるかなどの判断を行う。

エ 幕僚長及び各機関の長による評価の実施

幕僚長及び各機関の長は、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３２号）をはじめ関連の規則等に基づき、各々の組織に係る年度業務計画等において設定した目標の達成状況について客観的な視点から厳格な確認を行い、確認結果に対する分析に基づき客観的かつ厳格な評価を行う。また、幕僚長及び各機関の長は、ウにより報告された評価結果についても、各自衛隊又は各機関の長としての視点から厳格な評価を行う。

（４）改善の実施（いわゆる「A」）

ア 評価結果の年度業務計画等への反映

評価結果は、じ後の施策や翌年度以降の年度業務計画をはじめとするあらゆる業務計画に適切に反映することが重要であり、部隊等の長や組織の管理監督者は、必要に応じてじ後の施策の企画立案や翌年度以降の年度業務計画等の作成への反映など各種の改善措置を講じるものとする。

また、当該評価結果を予算要求や規則等の新設・改廃等の資とするため、組織内の担当課（科）室等に適時通知し、認識の共有に努める。

なお、評価結果の年度業務計画等への反映に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

イ 評価結果の予算要求（組織及び定員要求を含む。）への反映

予算担当課（科）室等は、アによって得られた評価結果を踏まえて、予算の効率的執行に努めるとともに予算要求にも反映させるものとする。

ウ 評価結果の規則等への反映

評価の結果明らかになった改善措置が各部隊等において定める規則等の新設・改廃により実行可能なものであれば、部隊等の長は適宜速やかに所要の措置を講じるものとする。その際、必要に応じて統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）や上級部隊等の指示を仰ぐなど連携に努める。

一方、各部隊等において定める規則等の新設・改廃では改善措置が実行できない場合は、順序を経て幕僚監部又は各機関に要望を提出し、部隊等からの要望を受領した幕僚監部又は各機関は、要望の内容を分析検討し、必要に応じて内部部局と調整を行うなど所要の措置を講じるものとする。

内部部局は、幕僚監部又は各機関からの調整の内容に応じて、規則等の新設・改廃の必要性等について検討を行い、所要の措置を講じるものとする。

エ 幕僚長及び各機関の長による改善の実施

幕僚長及び各機関の長は、(3) エにより得られた評価結果について、年度業務計画をはじめとするあらゆる業務計画や予算要求などに反映させ、必要に応じて規則等の新設・改廃を行うなど各種の改善措置を講じるものとする。

なお、評価結果の年度業務計画等への反映に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

オ 優れた改善措置の組織全体への普及

① 各自衛隊による措置

各部隊等が実行した改善措置については、幕僚監部において取りまとめを行い、このうち、他の部隊等に対する模範となるもの、又は改善効果が高いことから他の部隊等に広く普及することが適当と判断したものについては、幕僚長は、イントラネットや部内出版物等への掲載、隊員教育や業務研修での事例紹介、方面総監部・地方総監部・航空方面隊司令部等に対する改善措置に関する説明会などを行うことにより組織全体への普及を図ることとする。

なお、改善措置の組織全体への普及に係る具体的な手続や要領については、各自

衛隊が定める規則等によるものとする。

また、幕僚監部は、防衛省内において模範となるもの、又は改善効果が高いことから防衛省全体に広く普及することが適当と判断した改善措置については、別紙様式により原則として翌年度の7月末日までに大臣官房企画評価課に通知するものとする。

② 各機関による措置

各機関において実行した改善措置については、各機関ごとに取りまとめを行い、このうち、各機関内において模範となるもの、又は改善効果が高いことから各機関内に広く普及することが適当と判断したものについては、各機関の長は、イントラネットや部内出版物等への掲載、職員教育や業務研修での事例紹介などを行うことにより組織全体への普及を図ることとする。

なお、改善措置の組織全体への普及に係る具体的な手続や要領については、各機関が定める規則等によるものとする。

また、各機関は、防衛省内において模範となるもの、又は改善効果が高いことから防衛省全体に広く普及することが適当と判断した改善措置については、別紙様式により原則として翌年度の7月末日までに大臣官房企画評価課に通知する（ただし、防衛装備庁の施設等機関にあっては、防衛装備庁長官官房総務官を通じて通知する。）ものとする。

③ 内部部局による措置

大臣官房企画評価課は、幕僚監部及び各機関から提出された通知（以下この③において「当該通知」という。）を取りまとめ、速やかに関係する内部部局の各課等に当該通知の写しを送付する（ただし、防衛装備庁の内部部局の各課等にあっては、防衛装備庁長官官房総務官を通じて送付する。）とともに、当該通知に記載された改善措置の防衛省全体への普及の必要性を検討した上で、省内において模範となるもの、又は改善効果が高いことから防衛省全体に広く普及することが適当と判断したものについては、業務改善事例集などの文書の発出、イントラネット等への掲載、職員教育や業務研修での事例紹介、幕僚監部や各機関に対する改善措置に関する説明会などを行うことにより防衛省全体への普及を図ることとする。

また、当該通知の写しを受理した内部部局の各課等は、事業の継続や変更等、既存の制度等の改廃又は新たな制度等の整備の必要性、翌年度以降の防衛省の施策の企画立案への反映などについて検討を行うものとする。

（5）2以上の組織が連携して行うPDCAサイクル

2以上の組織が連携して実行する施策については、計画の策定段階から各組織の達成目標や基本方針をすり合わせ、認識を共有するものとする。

評価や改善の実施に際しては、各々の組織におけるPDCAサイクルを活用するとともに、共通部分については各々の組織が相互に協力してPDCAサイクルを緊密に

連携させることとし、組織の枠にとらわれない業務改善を達成するよう努めるものとする。

4 業務改善提案の実施要領

(1) 基本認識

少子化による若年人口の減少や格段に厳しさを増す財政事情など防衛省・自衛隊を取り巻く現状にかんがみれば、今後、人員や予算の拡大に依存することなく、効率化・合理化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することが必要である。

このような認識の下、PDCAサイクルによる組織単位での業務改善のみならず、職員一人一人が自らの所属する組織の任務や施策への参画意識を持ち、この意識に基づいて業務改善意欲を向上させることにより、個々の職員レベルにおける業務改善を具体的に実践し、組織の活性化及び組織全体の業務改善の実現が可能となる。

(2) 実施要領

ア 業務改善提案の着眼点

業務改善提案を行うに際しては、(1)の基本認識を踏まえ、業務の合理化や効率化を促進する提案、具体的には、予算の削減や執行額の節約、作業の簡素化による作業量や作業要員の削減、安全性の増進などの実現を念頭に置くものとする。

イ 業務改善提案の提出方法

職員は、単独又は共同で業務改善提案を直属の上司、業務上の監督者又は部隊等の長に対して、書面により提出することを基本とする。

なお、業務改善提案の提出に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

ウ 業務改善提案の審査及び採用の可否の決定

部隊等の長又は各機関の課長等は、職員から受理した業務改善提案について、改善の効果（費用対効果を含む。）、普及の意義や必要性、応用範囲、創造性や独創性といった観点から速やかに審査を行い、採用の可否を決定する。

なお、業務改善提案の審査及び採用の可否の決定に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

エ 採用された業務改善提案の取扱い

業務改善提案を採用した場合には、部隊等の長又は各機関の課長等は、提案を行った職員が所属する組織の全職員に周知するとともに当該提案を速やかに実行する。

また、業務改善提案の実行状況及び実行した結果を確認し、実行により得られた効果等を分析するものとする。

なお、採用された業務改善提案の取扱いに係る具体的な手続や要領については、各自衛隊及び各機関が定める規則等によるものとする。

(3) 優れた業務改善提案の組織全体への普及

ア 各自衛隊による措置

部隊等の長は、採用した業務改善提案のうち、業務改善の効果が高く、他の部隊等に広く普及することが適当と判断したものについては、上級部隊等の長又は幕僚長に報告するものとする。

また、部隊等の長は、当該年度の業務改善提案の状況について分析検討を行った上で、翌年度の4月30日までに幕僚長に報告するものとする。

幕僚長又は幕僚長が指名した者は、部隊等の長から報告された業務改善提案のうち優良と認めるものについては、イントラネットや部内出版物等への掲載、隊員教育や業務研修での事例紹介、方面総監部・地方総監部・航空方面隊司令部等に対する業務改善提案に関する説明会などを行うことにより組織全体への普及を図ることとする。

なお、業務改善提案の報告及び組織全体への普及に係る具体的な手続や要領については、各自衛隊が定める規則等によるものとする。

また、幕僚監部は、業務改善の効果が高く、防衛省全体に広く普及することが適当と判断した業務改善提案については、別紙様式により原則として翌年度の7月末日までに大臣官房企画評価課に通知するものとする。

イ 各機関による措置

総務課長等は、当該年度の業務改善提案の状況について分析検討を行った上で、翌年度の4月30日までに各機関の長に報告するものとする。

また、各機関の長は、採用した業務改善提案のうち、業務改善の効果が高く、各機関内に広く普及することが適当と判断したものについては、イントラネットや部内出版物等への掲載、職員教育や業務研修での事例紹介などを行うことにより組織全体への普及を図ることとする。

なお、業務改善提案の報告及び組織全体への普及に係る具体的な手続や要領については、各機関が定める規則等によるものとする。

また、各機関は、業務改善の効果が高く、防衛省全体に広く普及することが適当と判断した業務改善提案については、別紙様式により原則として翌年度の7月末日までに大臣官房企画評価課に通知する（ただし、防衛装備庁の施設等機関にあっては、防衛装備庁長官官房総務官を通じて通知する。）ものとする。

ウ 内部部局による措置

大臣官房企画評価課は、幕僚監部及び各機関から提出された通知（以下このウにおいて「当該通知」という。）を取りまとめ、速やかに関係する内部部局の各課等に当該通知の写しを送付する（ただし、防衛装備庁の内部部局の各課等にあっては、防衛装備庁長官官房総務官を通じて送付する。）とともに、当該通知に記載された業務改善提案の防衛省全体への普及の必要性を検討した上で、業務改善の効果が高く、防衛省全体に広く普及することが適当と判断したものについては、業務改善事例集などの文書の発出、イントラネット等への掲載、職員教育や業務研修での事例紹介、幕僚監部や各機関に対する業務改善提案に関する説明会などを行うことにより防衛

省全体への普及を図ることとする。

また、当該通知の写しを受理した内部部局の各課等は、既存の制度等の改廃又は新たな制度等の整備の必要性、翌年度以降の防衛省の施策の企画立案への反映などについて検討を行うものとする。

5 PDCAサイクルによる業務改善及び業務改善提案を円滑に機能させるための取組

(1) 各自衛隊による取組

ア PDCAサイクルによる業務改善に対する検証

PDCAサイクルによる業務改善に対する定期的な検証の手法として、監察官や監理監察官その他監察の実施を命じられた隊員による定期的な監察を効果的に活用するものとする。

このため、監察の実施に関する計画を作成するに当たっては、PDCAサイクルによる業務改善が有効に機能しているか、といった観点にも留意するものとする。

監察の結果、PDCAサイクルによる業務改善について何らかの問題点や改善すべき事項が発見された場合には、監察を受けた部隊等の長は、当該監察の結果に基づき所要の改善措置を講じ、改善状況を各自衛隊達の定めるところにより幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、監察を命じた部隊等の長又は監察を実施した部隊等の長に報告するものとする。

なお、PDCAサイクルによる業務改善に対する検証として各自衛隊の監察制度を活用するに当たり、具体的な手続や要領については、各自衛隊が定める規則等によるものとする。

イ 規則等の改正

本ガイドラインの導入に当たり、年度業務計画等の作成や業務改善提案などに関する規則等について、必要に応じて所要の改正を行う。

(2) 各機関による取組

ア PDCAサイクルによる業務改善に対する検証

PDCAサイクルによる業務改善に対する定期的な検証の手法として、各機関が自ら行う考査等を効果的に活用するものとする。

このため、考査等の実施に関する計画を作成するに当たっては、PDCAサイクルによる業務改善が有効に機能しているか、といった観点にも留意するものとする。

考査等の結果、PDCAサイクルによる業務改善について何らかの問題点や改善すべき事項が発見された場合には、考査等を受けた組織の長は、考査等を実施する組織の長から各機関の長に対して行われる考査等の報告に基づき所要の改善措置を講じ、改善状況を各機関の長に報告するものとする。

なお、PDCAサイクルによる業務改善に対する検証として各機関が自ら行う考査等を活用するに当たり、具体的な手続や要領については、各機関が定める規則等によるものとする。

イ 規則等の制定及び改正

平成23年度以降速やかに本ガイドラインの導入を実現するために、年度業務計画等の作成や業務改善提案などに関する規則等について、必要に応じ、未整備のものについては新たに制定し、既存のものについては所要の改正を行う。

(3) 内部部局による取組

ア 防衛省が行う政策評価に対する検証

防衛省政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）による討議において、防衛省が行う政策評価が基本的な方針や実施要領の面から見てPDCAサイクルとして有効に機能しているか、といった観点から意見を述べてもらうことにより、客観的な検証を行うものとする。

有識者会議での討議の結果、防衛省が行う政策評価について何らかの問題点や改善すべき事項が発見された場合には、大臣官房企画評価課は、有識者会議の意見を活用して所要の改善措置を講じるとともに、必要に応じて関係する内部部局の各課等、幕僚監部及び各機関に対して有識者会議の意見や大臣官房企画評価課による改善措置の内容を通知し、情報の共有を図るものとする。

大臣官房企画評価課からの通知を受理した内部部局の各課等、幕僚監部及び各機関は、通知の内容に応じて所要の措置を講じるものとする。

また、大臣官房企画評価課は、政策評価の結果が予算要求（組織及び定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に一層適切に反映されるよう、既存の政策評価に係る仕組み等を不断に見直すことにより、PDCAサイクルとしての政策評価の機能強化に努めるものとする。

イ 褒賞の実施

3（4）オ③において防衛省全体への普及を図った改善措置のうち、優良な改善措置を実行した組織（部隊等を含む。）、及び4（3）ウにおいて防衛省全体への普及を図った業務改善提案のうち、優良な業務改善提案を行った職員（共同提案の場合は原則として代表者たる職員）に対して、防衛大臣から褒賞状を授与して褒賞する。

改善措置事項書様式

文 書 番 号
年 月 日

大臣官房企画評価課長 殿

改善措置事項書の作成課長等名

〇〇年度改善措置事項書

1 改善措置事項一覧表

一 連 番 号	改善措置内容			備 考
	改善事項	具体的な改善事項	問題発見の 時期及び契 機	
1	(記入例) 〇〇自衛隊における〇 〇に関する達の改正	〇〇に関し、部隊の業 務が適正に実施できない ため、〇〇〇のような不 都合が生じていたことか ら、〇〇〇を改善した。	〇〇年度監 察	参考資料：別添「〇〇」
2				
3				

2 参考資料一覧

- (1)
- (2)
- (3)